

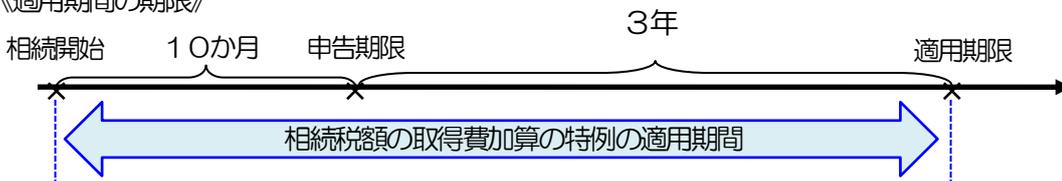
## 相続税の申告期限前に所得税の申告期限が到来する場合の取得費加算の適用について

相続税額の取得費加算の特例は、相続等により取得した財産を一定期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができるという特例です。この取得費に加算する一定金額については、相続税額を基に計算するため、相続税額が確定していない場合には計算できません。そこで、今回は相続税の申告期限前に所得税の申告期限が到来した場合の相続税額の取得費加算の特例の適用についてご説明します。

## 1. 相続税額の取得費加算の特例の概要

相続税額の取得費加算の特例は、相続等により取得した財産を相続税開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡した場合には、相続税額のうち譲渡した財産に対応する部分の金額を譲渡資産の取得費に加算することができるという特例です。

《適用期間の期限》



《加算できる金額》

$$\text{確定相続税額} \times \frac{\text{譲渡した資産の課税価格の計算の基礎に算入された金額}}{\text{譲渡した者の相続税の課税価格（債務控除前）}}$$

(注) 平成 26 年 12 月 31 日以前の相続等により取得した土地等については、計算が異なるため注意が必要です。

## 2. 措置法通達 39-1 について

相続税の申告期限前に所得税の申告期限が到来した場合の相続税額の取得費加算の取り扱いについて、「措置法通達 39-1」では、「措置法第 39 条第 1 項（相続税額の取得費加算の特例）の規定は、同項に規定する資産を譲渡した場合において、当該譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時において確定している相続税額があるときに適用があるのであるが、当該所得税の納税義務の成立する時が相続税の申告書の提出期限前である場合には、たとえその時において確定している相続税額がない場合においても、当該提出期限までに相続税額が確定したときは同項の規定の適用があることに留意する。」としており、所得税の申告期限において相続税が確定していない場合であっても相続税の申告書を申告期限までに提出した場合には、相続税額の取得費加算の特例の適用があることを明示しています。

## 3. 適用を受けるための手続

相続税の申告期限前に所得税の申告期限が到来した場合でも相続税の申告書を申告期限までに提出した場合には、その相続税の申告書を提出した日の翌日から2か月以内に、相続税額の取得費加算の特例の適用を受けたい旨を記載した書類その他一定の書類を添付した更正の請求書を提出することにより、特例の適用を受けることができます。

つまり、一旦、所得税の申告期限までに相続税額の取得費加算の特例を適用せず、所得税の申告納税を行い、その後、相続税の申告書を申告期限までに提出し、相続税の申告書を提出した日の翌日から2か月以内に所得税の更正の請求を行うことにより、相続税額の取得費加算の特例を適用した場合との差額が還付されることとなります。



(担当：河野哲也)